

お知らせ
タウン
トビックス
暮らしの
情報
暮らしの
みんな
575
消費生活
省エネ長者
教育委員会
健康生活
びょういん
国保年金
図書館
窓口だより
歴史散歩

ご存知ですか？ 若年者納付猶予制度！

30歳未満の方で、本人とその配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。承認期間は原則7月から翌年6月までです。

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されず。また、万一のときに支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間にも算入されず。

申請は、市役所保険年金課または各支所窓口まで。

【申請できる方】

- ①前年所得（平成20年所得）の少ない方
- 【所得の目安】
 - ・ 単身世帯57万円
 - ・ 夫婦世帯92万円
- ②平成20年4月以降に失業、倒産、天災などにあつた方
- ③障がい者または寡婦であつて、前年所得が125万円以下の方

また、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付（追納）することができます。追納されると、その期間は保険料納付済期間とされ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。（承認を受けた年度から起算して3年度目から、当時の保険料に加算金がつきます。）



国保年金課
☎(045)81-337

国民健康保険税 Q&A



平成21年度の国保税納税通知書（本算定通知書）を7月14日にお送りしましたが、通知書の内容についてお問い合わせの多かった事項を次のとおりまとめました。

国保課 ☎(25)8116

国保税の賦課の対象は？

国保税は医療分・支援金分・介護分の3つから成り立っています。

国保税は世帯内の被保険者について、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ算定した合算額により算出しています。対象となる加入者は年齢により次のとおりです。

- 医療給付費分 …… 0歳以上75歳未満の加入者
- 後期高齢者支援金分 …… 0歳以上75歳未満の加入者
- 介護納付金分 …… 40歳以上65歳未満の加入者

75歳以上の方は後期高齢者医療保険に加入し、保険料を納付いただくことになります。年度途中で75歳になられる方の国保税額は、月割で計算しています。（例1）
また、国保の加入者の方で40歳になられると介護納付金分が上乗せされます。（例2）

なお、65歳以上の方については、国保税における介護分の賦課はありませんが、別途介護保険料を納付いただくこととなります。（例3）

（例1）10月で75歳になられる場合

国保税は4月から9月の6か月分を月割で賦課（本算定通知書等で計算済みです）。10月分以降は後期高齢者医療保険料が賦課されます。

（例2）10月で40歳になられる場合

本算定通知書等には介護分が上乗せされていません。11月に上乗せした変更通知書を送付します。

（例3）10月で65歳になられる場合

国保税の介護分は4月から9月の6か月分を月割で賦課（本算定通知書等で計算済みです）。10月分以降は介護保険料が別途賦課されます。



後期高齢者支援金分ってなに？

後期高齢者医療制度への国保税の負担を明らかにするために、別立てで課税することになりました。

これまで国保加入者が納める保険税から、75歳以上の方が加入する老人保健制度へ財源の拠出がなされてきましたが、老人保健制度に代わる後期高齢者医療制度の創設（平成20年4月から）に伴い、「後期高齢者支援金分」として74歳以下の現役世代の拠出部分が明確化され、高齢者医療を支えることとなり、加入者の皆さんにご負担をお願いしています。

国保に加入していないのに自分あてに国保税の通知書が届いたのはなぜ？

ご家族の方に国民健康保険の加入者はいませんか？

国保税は世帯主が納税義務者となる税金です。世帯主が75歳以上（後期高齢者医療保険に加入）の場合や社会保険に加入している場合などで世帯主が国保に加入していなくても、家族のどなたかが国保に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

一日社会保険 相談所開設

社会保険事務所では、次の日程で一日社会保険相談所（予約制）を開催します。ぜひご利用ください。

- ▼日 程
 - 安曇川支所 9月 8日（火）
 - 新旭公民館 9月17日（木）
- ▼相談時間 10時～16時
- ▼申込方法
 - 平日の8時30分から17時15分までに、電話でお申し込みください。

※予約状況により相談日時を調整させていただきます。

【予約専用電話】
☎077(521)1489
大津社会保険事務所

年金加入記録が インターネットで 確認できます！



今まで社会保険事務所等の窓口でなければ確認できなかった「年金加入記録」を、24時間365日インターネットで即時に確認いただけるようになりました。

このサービスを利用するためには、あらかじめユーザID・パスワードの申込みをしていただく必要があります。

ID・パスワードの申請と発行および年金加入記録の確認について、詳しくは社会保険庁ホームページをご覧ください。

アドレスはこちら

<http://www.sia.go.jp/>

